

# 送付先変更(変更解除)届

南知多町長 様

下記のとおり、送付先の変更を依頼します。なお、送付先に変更が生じた場合には速やかに申し出ます。

申請日	令和 年 月 日	申請者		
対象者	住所	〒 - 南知多町大字 字		
	氏名		生年月日	大正 平成 年 月 日 昭和 令和
変更送付先	住所	〒 -		続柄
	方書	様方	電話番号	自宅 ( ) - 携帯 ( ) -
送付先変更解除	<input type="checkbox"/> 送付先変更を解除し、現住所に戻す。			

※以下該当する箇所に☑印を入れてください。☑印が入ったものに関してのみ送付先変更を適用します。

送付先変更を希望する書類	<input type="checkbox"/> 町県民税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険(税) <input type="checkbox"/> 国民健康保険(資格・給付) <input type="checkbox"/> 母子手当 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 障害福祉関係 <input type="checkbox"/> 福祉医療関係 <input type="checkbox"/> 水道料金 <input type="checkbox"/> 介護保険関係 <input type="checkbox"/> 臨時的な給付金 <input type="checkbox"/> その他( ) ( ) 後期高齢者医療関係 →別の届け出が必要です。住民課後期高齢者担当へお申し出ください。 ( ) 固定資産税関係 →別の届け出が必要です。税務課固定資産税担当へお申し出ください。
変更理由	<input type="checkbox"/> 住民票と居住地が異なるため <input type="checkbox"/> 病院や施設等に入院・入所中のため <input type="checkbox"/> 死亡のため <input type="checkbox"/> 自己管理ができないため <input type="checkbox"/> その他( )

※送付先を変更するにあたっては、次の事項に注意してください。

- 1 原則として本人の申し出に限ります。
- 2 税関係の書類について、原則として居住地以外を送付先に指定することはできません。
- 3 納税通知書のほか、督促状、催告書、還付金に係る書類なども指定の送付先へ送付されます。
- 4 送付先を終了する場合は、あらためて届出書を提出してください。
- 5 郵便物が送付先住所地に届かない場合または、滞納状況が継続する場合等については、送付先を解除することがあります。
- 6 送付先設定を行った後に南知多町から転出した場合で、再度南知多町へ転入した場合は、あらためて届出書を提出してください。

※処理欄(以下には何も記入しないでください)

確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他( )	
受付担当者	<input type="checkbox"/> 税務課 <input type="checkbox"/> 住民課 <input type="checkbox"/> ふくし課 <input type="checkbox"/> 水道課 <input type="checkbox"/> 健康こども課	担当者 :
申請書写し	<input type="checkbox"/> 税務課 <input type="checkbox"/> 住民課 <input type="checkbox"/> ふくし課 <input type="checkbox"/> 水道課 <input type="checkbox"/> 健康こども課	受付印
備考	※臨時給付金については、受付担当者が住基へ入力すること。 (写しは給付金担当課へ)	

※関係課に写しを1部ずつ渡すこと。(課内の各グループで共有すること。)